

人材の育成・確保に関する記述の主な論点

1. 基本指針における主な記述箇所

- ・ 現行基本指針の記述では、I 第一 P3 に、狩猟の役割全体についての総論的な言及がある。人材育成についての詳細な言及は、I 第四にあるほか、III 第八に同様の趣旨の言及がされている。
- ・ その他、人材育成・確保については、猟区、狩猟免許及び認定鳥獣捕獲等事業者制度等の各制度の運用に関する記述に個別に言及されている。

2. 人材の育成・確保に関する記述の主な論点

(1) 重複・形式的な過不足のポイント

人材育成・確保に関する記述は、「計画的な鳥獣保護管理事業の実施には、専門的な知識・技術及び経験を有する人材の育成・確保が必要」「鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置することが求められる」「認定鳥獣捕獲等事業者制度を適切に運用して担い手を確保することが求められる。」との趣旨の記述は、全文を通じて繰り返し見られる。

研修等の内容に関して、「計画作成」、「計画の評価」、「順応的管理（モニタリング及びフィードバック）」、「鳥獣保護管理事業の柱である①個体群管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方」、その他「鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な事例の紹介」等があげられているが、記述に重複が見られる。現行の基本指針では、技術者の育成プログラムをどの場で行うかについて、散在しており、体系的でない。

(2) 重複箇所の記述の修正の方向性

人材育成・確保に関する総論は、新構成案「I 第五」にまとめる。また、研修等の実施の場については、国が行っている行政機関向けの研修・認定事業者向けの安全管理講習、都道府県が行っている狩猟免許更新時講習等をまとめて記述し、その項目について、共通すべき項目、地域の実情に応じて設定すべきものを区別して記述する。

(3) 見直すべき主な論点

これまで、行政・大学・民間等が、それぞれの立場で人材育成のプログラムを実施してきており、求められる技術者像の考え方は一定程度示されてきている。一方、鳥獣保護管理事業を実施するには、多様な技術が求められることと、一人の技術者がこれら全てを担うことは困難で、実際の現場においては役割を分担する必要がある。これを踏まえ、以下の論点について検討する。

- ・ 各主体が行う育成の方向性について、求められる技術者像はある程度共有しながらも、行政の職員と民間の技術者とでは、求められる資質は異なることに鑑みて、これらを区別して記述する。
- ・ 捕獲の担い手を確保することが必要であることから、狩猟フォーラム等、狩猟のすそ野を広げる普及の取組と鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施する認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保の取り組み等とは区別して記述する。